

関係各位

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
に係る通関の際における取扱いについて

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、通関の際の取扱いに変更がありますのでお知らせします。

【主な概要】

○医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて

- ・ 医薬品等又は毒劇物を個人等が輸入する場合、税関において薬監証明を確認することとしていたが、輸入確認証を他法令確認書類とする。

○動物用医薬品の通関の際における取扱いについて

- ・ 動物用医薬品等を獣医師等が輸入する場合、税関において輸入確認願を確認することとしていたが、動物用医薬品及び動物用再生医療等製品については、動物用医薬品（再生医療等製品）輸入確認申請書を他法令確認書類とする（※）。
（※）動物用医薬品及び動物用再生医療等製品以外は、輸入確認願を他法令確認書類とする。
- ・ 獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が輸入する際に、動物用医薬品等の輸入確認の手續を不要とする数量については、それぞれ 1 品目当たり 2 箱等から 6 箱等へ変更する。
- ・ 製造販売業者が、原薬たる動物用医薬品又は動物用医薬品の原料若しくは材料を輸入する場合の手續規定の整備をする。

詳細については、厚生労働省及び農林水産省の各ホームページをご覧ください。

（医薬品等又は毒劇物関連：厚生労働省（関東信越厚生局）ホームページ）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/iji/iyakuhin_yunyu.html

（動物用医薬品関連：農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/kakunin.html

【施行日】 令和 2 年 9 月 1 日

【厚生労働省問合せ先】 関東信越厚生局健康福祉部薬事監視指導課

（電話：048-740-0800）

【農林水産省問合せ先】 消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班

（電話：03-3502-8111）

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第 2 部門（電話：03-3599-6338）